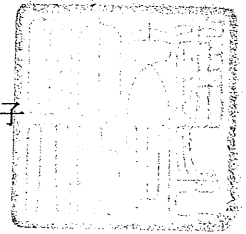


認 定 書

国 住 指 第 6 6 4 7 号
平 成 1 4 年 9 月 5 日

大澤工業株式会社
代表取締役 大澤 輝男 様

国土交通大臣 林 寛子



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項の規定に基づき、同法施行令第129条の4第1項、同法施行令第129条の8第2項、及び同法施行令第129条の10第2項の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
EPCS-9178
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
車いす用斜行型階段昇降機（ドライブローラー方式）
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
別添1のエレベーターの別添2の部分